

マネジメント計画とは

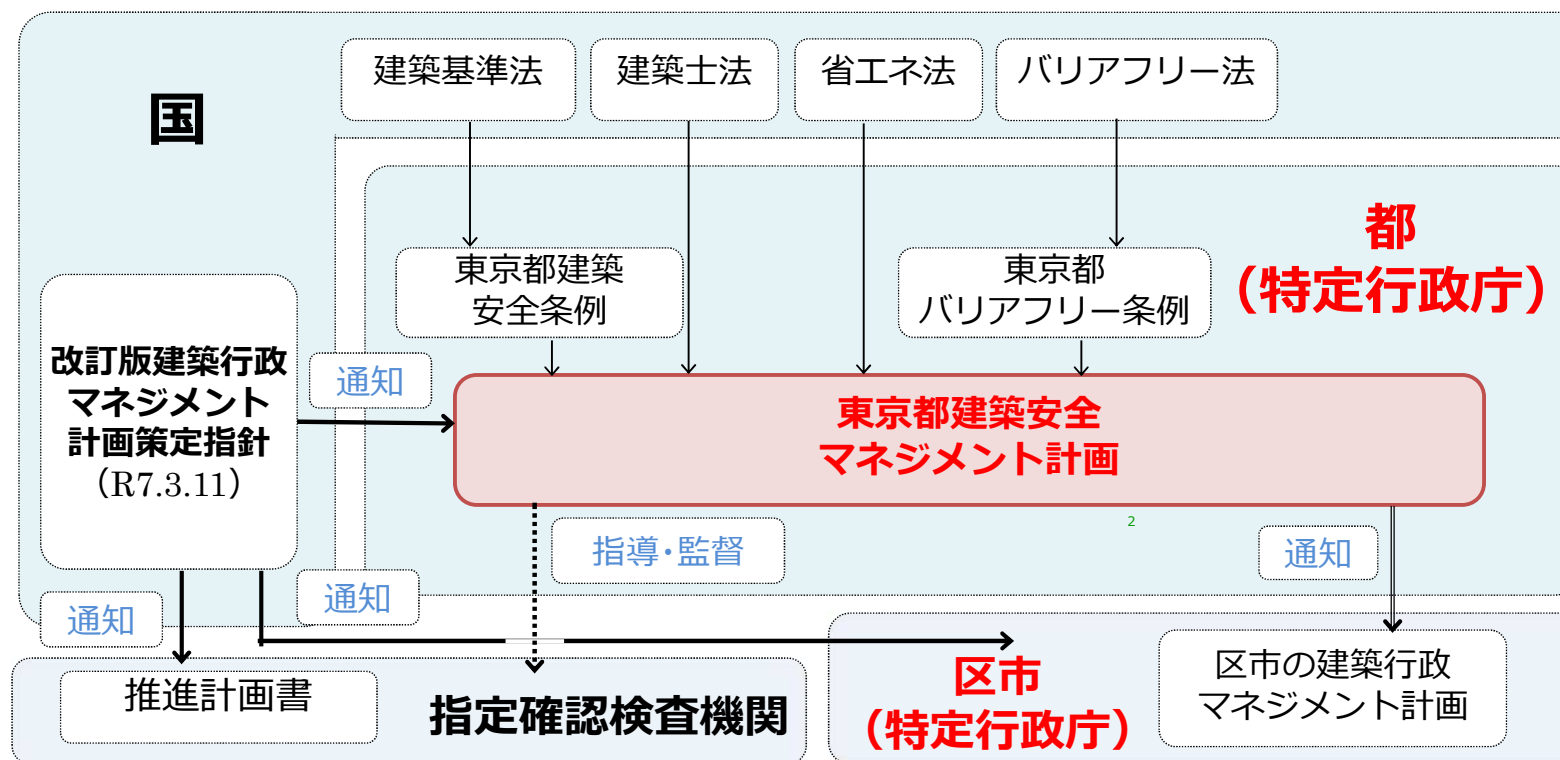
建築物安全確保のために特定行政庁が策定する計画

計画の対象範囲

建築基準法、建築士法等に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等

標準的な計画期間

5年間（現行計画は令和3年度～令和7年度）



マネジメント計画の位置付け

現行計画で定める主な施策（R3.4～R8.3）

設計工事段階の業務適正化

- ・**建築確認、検査等**の的確かつ円滑な実施
- ・指定確認検査機関・建築士事務所の指導・監督 等

既存建築物の安全確保

- ・定期報告制度の的確な運用
- ・**アスベスト対策**の推進 等

事故、災害への対応

- ・**事故発生時の迅速かつ的確な情報収集**
- ・建築物の**浸水対策** 等

執行体制の整備

- ・組織体制の強化、職員の技術力向上
- ・**関係機関等との協力体制**の強化 等

今回のマネジメント計画の検討内容

建築行政マネジメント計画策定指針（国土交通省）

法改正、DX推進等の**近年の社会情勢の変化等に対応**して、指針を見直し
(R7.3.11 技術的助言)

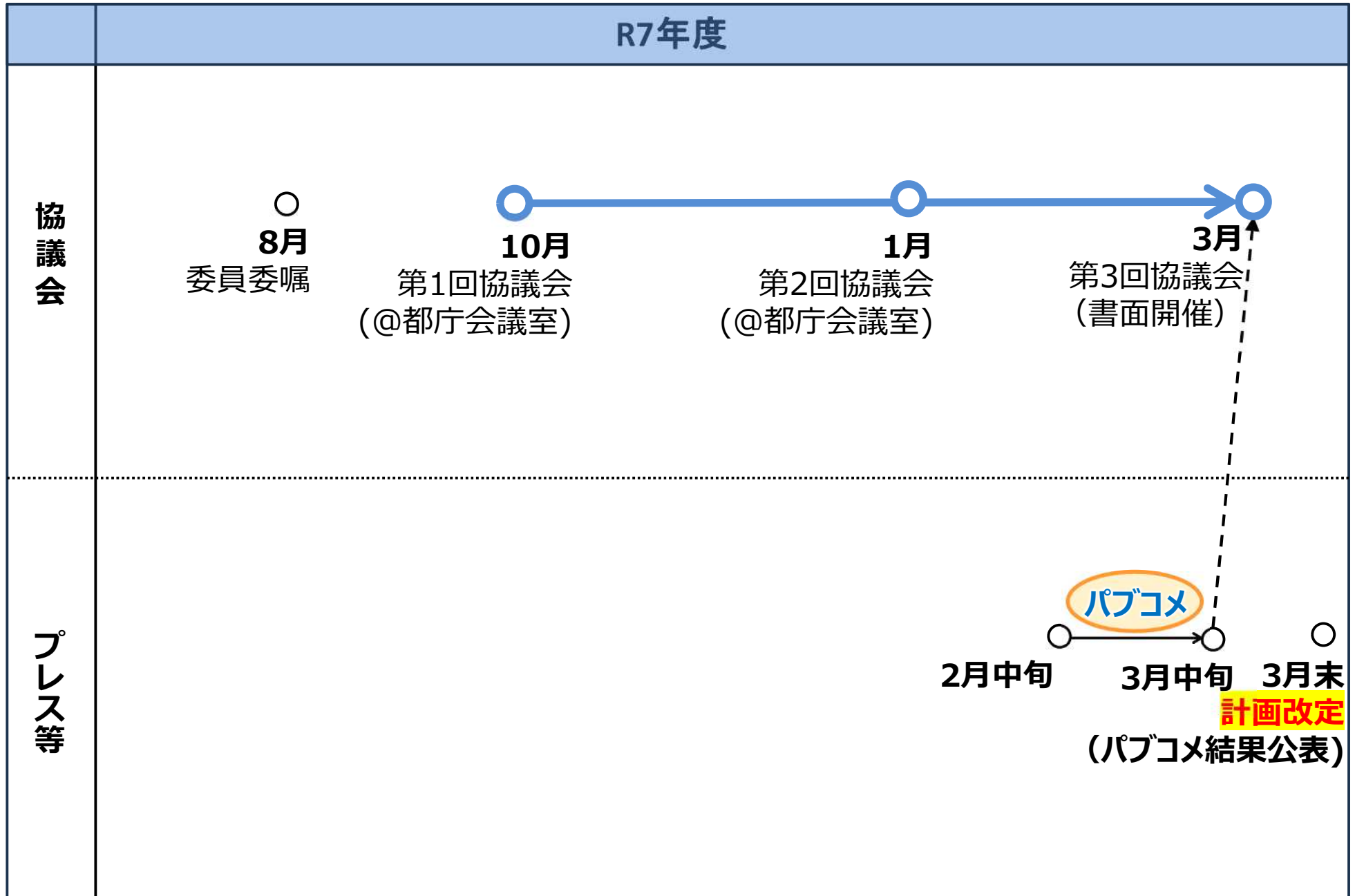
- ① **建築規制（建築確認、検査）の実効性確保**
建築基準法における改正内容の周知徹底、
行政手続きのシステム開発
- ② **建築確認検査機関等への指導徹底**
違反行為等の国への共有を指導
- ③ **建築物等の適切な維持管理に通じた安全性確保**
建築基準法改正に伴う定期報告制度
変更点の周知徹底
- ④ **事故・災害時の対応**
建築物の風水害対策の徹底

国の指針を参考に、都の実情を踏まえた計画の見直しを検討

- ▶ 法及び条例の改正に適切に対応する**建築確認や定期報告等**の推進
- ▶ TOKYO強靱化プロジェクト等を反映した**災害時の対応**の更新 等

東京都建築安全マネジメント計画 改定スケジュール (案)

令和7年10月20日
市街地建築部



検討体制

「東京都建築安全マネジメント推進協議会※」…計3回の協議会を開催予定

学識経験者	大学教授 2名	建物所有者団体	(一社) 東京ビルディング協会
建築関係団体	(一社) 東京建築士会	弁護士	第一東京弁護士会
	(一社) 東京都建築士事務所協会	消費者団体	NPO法人 東京都地域婦人団体連盟
	(公社) 日本建築家協会関東甲信越支部	金融	(独) 住宅金融支援機構
	(一社) 日本建築構造技術者協会	指定確認検査機関	(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター
	(一社) 日本建設業連合会		(一財) 日本建築センター
	(一社) 住宅生産団体連合会		日本ERI (株)
	(一社) 日本エレベーター協会	特定行政庁	行政連絡会各ブロック代表
	(一社) 不動産協会	都関係部局	東京消防庁予防部
	(公社) 東京都宅地建物取引業協会		住宅政策本部民間住宅部
	(公社) 全日本不動産協会東京都本部		都市整備局市街地建築部 ほか 1 組織

学識経験者等 計 3 2 名

※知事付属機関ではない

改定までのスケジュール

R 8 . 2 : 改定案のパブコメ

R 8 . 3 : マネジメント計画改定